

2021年（令和3年）3月22日

指定地域密着型(介護予防)サービス事業所
指定介護予防訪問型サービス事業所 管理者各位
指定介護予防通所型サービス事業所

藤沢市長 鈴木恒夫
(公印省略)

令和3年度介護職員処遇改善加算及び
介護職員等特定処遇改善加算に係る届出について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業、また、藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の運営につきまして、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定にあたっては、算定する年度ごとに指定権者に対して加算届等の提出が必要です。令和3年度算定分について、次のとおり受付を行いますので、提出書類等をホームページでご確認の上、4月15日（木）までに手続きいただきますようお願いいたします。

※令和3年4月提供分以降の総合事業の請求について

介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービスについては、令和3年度報酬改定に伴い、藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業「単位数表マスタ」及び「サービスコード表」の改訂を予定しています。3月末頃に市ホームページで公開しますので、ダウンロードしてご利用ください。

1. 提出期限 2021年（令和3年）4月15日（木）（必着）

2. 提出先 来庁の場合：介護保険課（本庁舎2階）

郵送の場合：〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1

藤沢市役所 介護保険課 総務・給付担当

「介護職員処遇改善加算」又は「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」と朱書きしてください。

3. 提出書類等の掲載場所（藤沢市ホームページ）

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/syoguukaizen/reiwa3shoguukaizenn.html>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 介護保険 > 事業者向け > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 > 令和3年度介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算

(裏面あり)

4. 留意事項

- (1) 4月1日以降に新たに当該加算を算定する場合又は算定区分を変更する場合は、利用者及び利用者に係る居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者（地域包括支援センター）等に加算算定予定である旨の説明を3月中に行う必要があります。
 - (2) 藤沢市以外の市区町村や都道府県からも指定を受けている事業所は、当該各指定権者への届出も必要です。詳細は各指定権者にご確認ください。
 - (3) 今回の届出の目的は、令和3年度の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定についてのみです。提出書類の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表」には、この加算以外の加算項目等に関しては記入せず、変更事項等がある場合は、別途、変更届等を作成し、提出してください。
 - (4) 必要書類のうち、就業規則等については、「前年度以前に藤沢市へ書類提出済みであって、内容の変更がない場合は、省略可能」としています。前回の提出後、内容に変更があった場合や新規に算定を行う場合等はお提出くださいますようお願いいたします。
5. 藤沢市の指定を廃止する場合や、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定していたが、今後藤沢市において算定しない場合は、必要な届出を提出してください。

以 上

事務担当

介護保険課 総務・給付担当

電 話 0466-25-1111（代表） F A X 0466-50-8443